

犯罪被害者等基本計画(平成17年12月27日閣議決定)の評価について(案)

第1 損害回復・経済的支援等への取組

項目	講じられた主な施策	評価案
1 損害賠償請求についての援助等	・損害賠償命令制度の導入 ・日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援精通弁護士の紹介	損害賠償命令制度の導入により、被害者の立証の負担が軽減されるとともに、手数料も低額とされ、犯罪被害者等の損害賠償請求に当たっての負担軽減に効果があったものといえる。 また、一般国民の日常生活では弁護士と関わることの少ないとから考えれば、日本司法支援センターにおける被害者支援精通弁護士の紹介は犯罪被害者の利便の向上につながったものと考えられる。ただし、紹介された被害者支援精通弁護士による二次被害がみられるという指摘もあり、今後も、弁護士会等と連携・協力の上、犯罪被害者支援に携わる弁護士によるサービスの質の向上に取り組む必要がある。
2 給付金の支給に係る制度の充実等	・犯罪被害給付制度の拡充(重度後遺障害者に対する障害給付金及び生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金について、その最高額を自賠責並の金額に近づけ、最低額も引き上げ) ・性犯罪被害者の緊急避妊等に要する費用の公費負担	犯罪被害者に対する経済的支援の重要な役割を果たしている犯罪被害給付制度が拡充されたことは大きな改善である。ただし、障害の固定に期間を要するなどから制度改善の効果が現時点では検証できない面もあり、今後、実際に給付された額を踏まえて拡充の効果についての検証を行う必要がある。 また、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する費用の公費負担制度など、犯罪被害給付制度以外の経済的支援制度についても全国的に整備が進められている。一方、警察に被害の届出をする前に自費で受診した場合には適用できない場合があるなど、改善が必要な点も認められ、より一層の制度の充実を図る必要がある。
3 居住の安定	・公営住宅への優先入居等に関するガイドラインの策定 ・被害直後の一時避難場所の借上げ費用の公費負担制度の導入	公営住宅への優先入居等の制度や被害直後に一時的に避難するための宿泊場所を公費で提供する制度は、犯罪被害者等の居住の安定を図ることに効果があるものと認めらるが、公営住宅の優先入居については、DV被害者以外の被害者については対応がなされていない例がある、優遇内容が不十分であるなどの指摘もあり、制度や運用方法の改善を図る必要がある。
4 雇用の安定	・被害回復のための休暇制度の必要性に関するリーフレット、ポスター等の作成・配布	被害回復のための休暇制度についての認知度は高まりつつあるものの、引き続き、アンケートによる実態把握を行うとともに、リーフレット等により事業主や被雇用者に対して、犯罪被害者等の置かれている状況などについての周知・啓発を図る必要がある。

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

項目	講じられた主な施策	評価案
1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供	・「犯罪被害者の精神的健康の状況とその回復に関する研究」の実施及びその成果を利用した精神保健関係者向けマニュアルの作成	<p>当該研究成果を踏まえ、精神保健福祉センター、保健所を対象とした「犯罪被害者等支援のための地域保健福祉活動の手引き」が作成されるとともに、犯罪被害者に対応可能な専門家の養成に資する犯罪被害者メンタルケア研修が実施されるなど、精神保健分野における必要な知識の普及が図られている。</p> <p>しかしながら、犯罪被害者に対する保健医療や福祉サービスの提供については、必ずしも犯罪被害者等に配慮した支援が十分であるとはいえないとの指摘がされている。</p> <p>また福祉等の関係者において、犯罪被害者への支援に理解が不足している者がいるなどの声もあることなどから、保健医療、福祉に関わる者に対する啓発や研修についても一層取組む必要がある。</p>
2 安全の確保	・再被害防止のための犯罪被害者等に対する出所情報通知制度の実施	再被害防止のための出所情報通知制度はおむね順調に運用され、矯正施設等と警察との連携も推進されているものと考えられる。今後とも、適切な運用を推進する必要がある。
3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等	・法廷における被害者の氏名等を明らかにしない制度の導入	<p>従来行われていた遮へい措置やビデオリンクの活用などに加え、法廷における被害者の氏名等を明らかにしない制度が導入され、公判における被害者の心理的負担のさらなる軽減に効果があった。</p> <p>また、平成21年5月から裁判員制度が施行されているが、すでに行われた裁判員裁判でも、裁判員選任手続きや公判審理で被害者の身元が明らかにならないような措置がとられており、引き続き、被害者のプライバシーに配慮した制度の運用が期待される。</p>

第3 刑事手続への関与拡充への取組

項目	講じられた主な施策	評価案
1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者参加制度の導入 ・公判記録の閲覧、謄写が認められる範囲の拡大 ・仮釈放審理において被害者の意見等を聴取する制度の導入 ・少年審判の傍聴を可能とする制度の導入 	「被害者参加制度により、疑問や不満に思っている点について被告人に直接質問することができる」などの被害者からの意見もみられ、刑事手続への関与拡充のための各種取組により、「刑事手続において被害者は証拠として扱われているにすぎず、当事者にふさわしい扱いを受けていない。」と批判された従来の状況については、改善が図られたものと考えられる。

第4 支援等のための体制整備への取組

項目	講じられた主な施策	評価案
1 相談及び情報の提供等	・地方公共団体に対する総合的対応窓口設置の要請 ・日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援ダイヤルの運用 ・犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案の作成	ほとんど都道府県に総合的対応窓口が設置され、日本司法支援センターの国民の認知度も高まりつつあることなどから、犯罪被害者等が各種支援についての情報提供を受けられる体制の整備は進んだものと考えられる。 しかしながら、相談を受ける職員に対する研修の充実が必要との指摘もあり、今後は体制整備だけでなく、相談対応能力の向上が必要である。
2 調査研究の推進等	「犯罪被害類型別継続調査」「犯罪被害等に関する国民意識調査」の実施	内閣府を始め、関係省庁において各種調査研究が実施され、調査研究の成果については、ホームページに掲載されるなどにより、国民への情報提供が行われている。今後とも、犯罪被害者等の置かれた状況等に関する調査研究を推進する必要がある。
3 民間の団体に対する援助	・民間被害者支援団体向け研修カリキュラム・モデル案の作成	研修カリキュラム・モデル案の作成等を始めとした、財政的支援以外の支援についてはおおむね推進されている。しかし、財政的援助については、警察において直接支援業務の委託を行うなどの予算措置が講じられているものの、警察による援助だけでは不十分であるとの指摘がある。

第5 国民の理解の増進と配慮・協力確保への取組

項目	講じられた主な施策	評価案
1 国民の理解の増進	・犯罪被害者週間「国民のつどい」中央大会、地方大会の開催 ・学校における命のかけがえのなさ等に関する教育の推進	「国民のつどい」は「犯罪被害者の生の声を聞くことができた」など、参加者からはおおむね好評を得ているが、より広く国民の参加を求めるための工夫が必要であるとの指摘がある。 また、学校における教育では、道徳教育や人権教育を通じた教育ではなく、犯罪被害者等について特化した教育の推進が必要であることが指摘されている。

総括

犯罪被害者等基本計画については、おおむね着実な推進が図られ、一定の成果をあげている。特に、「刑事手続への関与拡充への取組」「損害回復・経済的支援等への取組」については、被害者参加制度の創設、損害賠償命令制度の創設、犯罪被害給付制度の拡充など、大幅な制度改正がなされており、大きな進展が図られたものと評価できる。

しかしながら、犯罪被害者団体や犯罪被害者支援団体等からは、依然として犯罪被害者が関係する様々な問題について改善を求める要望が寄せられており、今後とも、5つの重点課題それぞれについて更なる取組の強化を図る必要がある。